

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予算額

地方消費税交付金の交付配分：消費税率5%の場合(国4% 地方1%) ⇒ 消費税率8%の場合(国6.3% 地方1.7%)
 ⇒消費税率10%の場合(国7.8% 地方2.2%。ただし、経過措置により令和2年度について2.1%)
 ※この2.2%のうち、地方配分の1.2%の引き上げ分(社会保障財源化。ただし令和2年度については2.1%のうち、1.1%))については
 町が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険保健衛生)に充てることとされており、町では下記の社会保障施策に充当を行います。

6款 地方消費税交付金	令和5年度 当初予算額	222,000千円	内 引き上げ分	122,000千円
-------------	-------------	-----------	---------	-----------

(単位:千円)

施策名	事業名	経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金	税等
社会福祉	障害者福祉事業	310,787	214,806		6,684	10,000	79,297
	高齢者福祉事業	82,443	2,124		12,673		67,646
	児童福祉事業	532,549	161,969		86,975	26,000	257,605
	母子福祉事業	4,600	2,216				2,384
	その他事業	106,566	41,360		12,766		52,440
社会保険	介護保険事業	252,806	15,426			20,000	217,380
	国民健康保険事業	107,117	51,687			15,000	40,430
	国民年金事業	232	232				0
保健衛生	高齢者医療事業	260,940	38,689		6,498	25,000	190,753
	病院事業	16,000				16,000	0
	疾病予防対策事業	112,006	41,770		17,910	10,000	42,326
	医療提供体制確保事業	17,029					17,029
	その他事業	399,254	41,855		39,570		317,829
合 計		2,202,329	612,134	0	183,076	122,000	1,285,119